

次期薬価制度改革に向けて 現在までに検討を行うことが提案されている事項（案）

1. 先発品より高い後発品の取扱いについて
2. 後発品の収載品目数と薬価の大幅なばらつきについて
3. 内用配合剤について、配合されている成分が特例引き下げを受ける場合の内用配合剤の取扱いについて
4. 原価計算方式による算定方法の取扱いについて
5. 新薬の処方日数制限について

その他、平成22年度薬価制度改革の骨子において検討を行うことが決まっているもの

- 平成22年度薬価制度改革の骨子
（別紙）新薬創出・適応外薬解消等促進加算の実施方法

3. 実施時期及び実施方法

平成22年度限りの措置として試行的に導入することとし、その財政影響や適応外薬等の開発・上市状況、後発医薬品の使用状況などを検証した上で、次々期薬価制度改革時に、引き続き実施するかどうかについて判断することとする。